

更別村農業委員会議事録

令和5年 第8回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年 8月22日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年 8月22日 (13時30分開会、14時45分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席10名、欠席 1名、遅参 1名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	遅参	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	欠席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

3番 早坂委員 4番 細川委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について
- 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約の成立要件確認について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第8号 農用地の利用関係の調整について

(7) その他

① 更別村農業委員会の概要 令和5年度版について

② 令和5年第9回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。本日ですが、瀬田川委員が欠席ということで伺って
いまして、家常委員がちょっと遅れるということでございます。他の方は
揃っておりますので、ただ今から令和5年第8回更別村農業委員会定例総
会を開催致します。

本日の出席委員は10名であります。農業委員会会議規則で定めます定
足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致
します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。忙しい中、第8回の定例会ということで、定刻前に
集まっていただきまして、ありがとうございます。また先日、南十勝のパ
ークゴルフにも参加していただき、若干田中委員が出なかったせいで、僅
差で最下位になってしまいましたが、改めて感謝したいと思っています

本日ですが、報告事項4件、議案8件となっております。それぞれ慎重
な審議をお願いして、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきますけども、前回決めま
した番号順ということで、前回は1番2番でしたので、今回は3番の早坂
委員、4番の細川委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。7月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今それぞれ説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか？
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいですね？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次に行きたいと思います。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。7月定例総会議案調製以降、3件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目です。(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

3件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告があった訳ではありますが、何かご質問等があればお願い致します。

【藤澤委員】 これ定期報告ってあるんですけど、年に1回ぐらい報告の義務があるのですか？

【事務局長】 そうです、年に1回です。事業年度が終わってから報告するという義務

があるということです。

【藤澤委員】 それぞれ時期は違うけれど、いろんな法人が。

【事務局長】 法人の会計年度が皆さんバラバラですので、その都度、閉めた後に報告いただいています。

【議長】 自分からもいいですか。総議決権数 500 というのは、株の数？

【事務局長】 そうです。

【議長】 他にないですか。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第 3 号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第 3 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第 3 号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。
こちらは任期替え後新たに出てきた案件となりますので、先に法令等の説明をさせていただきます。別紙で配布しています、資料 議件説明用をご覧ください。

1. 報告第 3 号 農地転用許可後の工事完了報告 農地法第 4 条第 1 項で、農地を農地以外のもの、例えば農家住宅、格納庫、畜舎等を建築する敷地にする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

ただし、※印の一つ目で、地方自治法に基づき北海道知事の権限に属する事務の一部が移譲されており、4 ヘクタール以下の農地の転用案件は更別村が処理することになっています。

※印の二つ目、農地の転用許可後、許可に係る土地が転用目的に供されないまま放置されないよう、工事が完了するまでの間、許可日から 3 ヶ月後及びその後 1 年ごとに工事の進捗状況報告と、工事が完了したときは遅滞なくその旨を報告するよう許可条件に付しています。

議案をご覧ください。今回、農地法第 4 条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするもの

です。

(報告案件朗読)

議案の資料をお願い致します。議案資料1頁になります。完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。2頁は利用計画図になります。

現地確認につきましては担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた細川委員より報告お願い致します。

【細川委員】 8月18日に本人立会いのもと現地を確認いたしました。格納庫の増築等ということで、計画通り完成していることを確認しましたことを報告いたします。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

7月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借6件のあっせんが成立しております。

1件目、(報告案件朗読)

2件目、(報告案件朗読)

以下6件目まで、賃貸人、委員会開催日、あっせん委員長は2件目と同じですので、説明は省略します。

続いて3件目です。(報告案件朗読)

続いて4件目です。(報告案件朗読)

続いて5件目です。(報告案件朗読)

続いて6件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありました。あつせん委員長を務められました早坂委員より報告お願い致します。

【早坂委員】 7月20日にあつせん委員会を私と磯委員、井上委員、藤澤委員で行いまして、書類あつせんということで、特に問題なく無事に成立しました。内容は事務局の説明のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありました。この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、現況証明願について説明致します。
議件説明用の資料をご覧ください。2. 議案第1号 現況証明 になります。

登記簿上は農地に該当する地目(畑・田等)ですが現況が農地ではない場合、農地に該当するかどうかの判断は、前提として農業委員会を通さなければならぬ規定はありません。

しかし、場合によっては違法転用につながるおそれがありますので、農地かどうかの判断は慎重に検討する必要があり、農業委員会に相談することが望まれます。

このことから、不動産登記法による地目認定と農地法との相互運用を図るため、農地等以外の土地について、権利の登記又は建物を建築する等に際し現況の証明を必要とする方には、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会に対し現況証明願出書を提出させているところです。

※印が三つあります。一つ目、現況証明書の発給は、法律に基づく行政

処分ではなく、農業委員会が事実上の証明行為として行っているサービス行為です。

※の二つ目ですが、証明に当たっては農業委員3名以上で現地調査を行い、農業委員会総会で審議した後に証明書を発行することになっています。

※の三つ目、現況証明書を付けずに法務局へ地目変更登記申請をすることもできますが、その場合、法務局登記官が農業委員会へ現況を照会し、回答を受けるまで処理を留保することになります。

それでは議案をご覧ください。今回2件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。3頁に願出地の図面を付けております。

議案に戻りまして、2件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。4頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありました。地区担当の早坂委員の方より報告をお願い致します。

【早坂委員】 8月22日に瀬田川委員の代わりに日光委員と、磯委員と共に現地を確認してきました。現地は格納庫や庭として活用されており、畑ではなく宅地に変更することが妥当だと考えます。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありましたが、これを踏まえて何かご意見ご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ1件ずつ審議していきます。
1件目、委任者Aから願出のありました件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。
続いて2件目、委任者Bから願出のありました件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(6) 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 2 号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
議件説明用の資料をご覧ください。「3. 議案第 2 号 職権による地目変更登記の通知」になります。

議案第 1 号の現況証明とは逆のケースとなります。現況は農地ですが、土地登記簿の地目が農地以外の地目となっているものについて、不動産業者等が農地法の規定による許可を受けないまま所有権移転登記を行う事例が発生していたことから、このような違反行為を原因とする登記を未然に防止するため、農地について現況地目と土地登記簿の地目とを一致させる措置を講じなさいとの内容です。

※印ですが、この通達に基づき、既に現況が畑である土地については農業委員会が職権で地目変更の登記を法務局へ通知できることになっています。

議案をご覧ください。ただ今説明したとおり、公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。5 頁に図面を付けております。
補足ですが、この後のあっせんの申し出に含まれております。

現地調査につきましては、担当委員にお願いしております。

【議長】 それでは現地確認を行った磯委員の方より報告お願い致します。

【磯委員】 本日 8 月 22 日午前中なんですけど、見てまいりました。公簿は原野となっていたんですけども、実際は畑として使用されておりましたことを確認してまいりました。

【議長】 只今報告がありました。この件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

(質疑等無)

【議長】 それでは、職権による地目変更登記を通知してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは、通知するものと致します。

(7) 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。

「資料 議件説明用」をご覧ください。

「4. 議案第3号 合意解約の成立状況確認」について、黒丸の一つ目、農地法第18条第1項とあります。「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」とされています。これらの行為を行う場合は知事の許可が必要なのですが、続きで「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。」とあり、これから説明する内容に合致していれば知事の許可を受ける必要がないことになっています。

(1)は省略。

(2)合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意で、その旨が書面上において明らかであるものに基づいて行われる場合…例えば、本日8月18日に土地の引渡しを行う場合、合意解約が今年の2月18日以降に成立していれば知事の許可は不要です。

(3)から(6)は省略。

続いて黒丸の二つ目、同法第18条第6項ということで、こちらが議件に該当する条項です。「農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書きの規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。」

先ほど説明した引渡しの6月以内の合意解約をしたときは、知事の許可は要らないけど農業委員会へは通知なさいという内容になっています。

議案をご覧ください。これに基づいて、7月定例会議案調製以降に賃貸借の合意解約が成立した旨通知がありましたので、成立要件の有無について審議をお願いいたします。

1 件目、(議案朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第 5 条の許可申請が出されております。

2 件目、(議案朗読)

補足ですが、解約後は改めてあっせんの申出が出されております。

【議長】 合意解約の説明がありました。まず 1 件目の C の件について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

次に 2 件目について、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(8) 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 4 号の農地法第 5 条の規定による許可申請についても説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明致します。

「議件説明用」の資料をご覧ください。「5. 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」になります。

黒丸で農地法第 5 条第 1 項「農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。」と定められています。

この中で出てきた第 3 条第 1 項本文に掲げる権利とは、※印の一つ目に記載した権利になります。

※印の二つ目に移りますが、農地法第5条は、農地法第4条の「農地の転用の制限」と農地法第3条の「農地又は採草放牧地の権利移動の制限」を合わせ行う許可の規定であり、端的に言うと、第三者から農地等の権利の設定や移転を受けると同時に転用を行うものです。

※印の三つ目ですが、農地法第4条と同じく知事からの権限移譲により4ヘクタール以下の転用案件は更別村が処理することになっています。

裏面の※印の四つ目は許可不要となる例外規定の一例です。説明は省略します。

それでは議案をご覧ください。転用のための権利の移転について、農地法第5条の規定に基づき許可してよろしいか審議願うものです。

なお、今回出された農地転用申請ですが、転用面積が30a、3反を超えるため北海道農業会議への意見聴取対象案件となりますので、農業会議へ許可相当として意見聴取を行ってよろしいか、併せて農業会議の意見が許可相当であったときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料6頁をご覧ください。議案第3号と同じになりますが、申請地の図面を付けております。

7頁から10頁は許可申請書の写しになります。8頁をご覧ください。中段やや上に「3 転用計画」とあり、(2)に転用事由の詳細が記載されています。その下(3)の表に工事期間と所要面積、9頁に資金計画が掲載されています。

15頁に土地利用計画図を付けております。3工区に分けて下側から造成する計画となっております。併せて、別紙で航空写真を配布しておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

また、12頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で第3種農地の一番上の、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域内であって、容易にこれらの施設の便益を享受でき、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在している(住宅等の施設を誘引することが期待できるものに限る)」の該当欄に○を付けております。第3種農地は原則許可となっております。立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事

業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

先ほど説明したとおり、本件は北海道農業会議の意見聴取対象案件となりますので、本日は許可相当とするかどうかと、農業会議から許可相当と意見が届いた段階で許可を出してよいか審議をお願い致します。

なお、一般的な農業者の格納庫や農家住宅などの転用の場合は、地区担当委員による現地確認を総会前に行っていただき、農業生産に及ぼす影響が少ない適正規模の転用計画である旨の報告をいただくところですが、本件は大規模事業であるため、現地確認は行っておりません。

また、通常は農地法の転用の手続きと併せて、村産業課が管理しております農業振興地域整備計画という計画の中で農用地として取り扱っている土地については、計画の変更の手続きを行わなければ、転用の手続きは完了しないところですが、本件は農業振興地域整備計画上の農用地区域となっていない場所のため、その手続きは不要となっております。農業振興地域整備計画の件については、具体的な案件が出てきた時に改めて説明いたします。

【議 長】 それでは、事務局長の喉も乾いてきたので、時間を取りますので、一応3分から5分程度、今の資料をお目通し願いたいと思います。その後審議したいと思いますので、資料をじっくり読んでいただきたいと思います。

(各委員資料確認)

【議 長】 いかがでしょうか？お目通しいただけましたでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この申請については許可相当として、3反を超えた大規模な土地なので、北海道農業会議の意見が許可相当だった場合は、許可してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可相当とし、北海道農業会議の意見が許可相当だった場合は、許可するものと致します。

(9) 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 5 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 6 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の 1 件目で、(議案朗読)

賃貸借の 2 件目で、(議案朗読)

以降 6 件目まで、利用権の設定等をする方、設定等の種類、利用権等の内容、備考欄は 2 件目と同じですので省略します。

賃貸借の 3 件目で、(議案朗読)

賃貸借の 4 件目で、(議案朗読)

賃貸借の 5 件目で、(議案朗読)

賃貸借の 6 件目で、(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、1 件ずつ決定しなければならないということなので、まず賃貸借の 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

続いて2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があれば。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて4件目、ご意見ご質問等があれば。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて5件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて6件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(10) 議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第6号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

別紙の議件説明用の資料をご覧ください。6. 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請についてです。

黒丸の一つ目、旧農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項「…農業委員会は…農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ…（農地中間管理機構）を含めた調整において認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、…効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため（農地中間管理機構）による買入れが特に必要であると認めるときは、…市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる」とされています。

次項の規定というのが、黒丸の二つ目になります。旧基盤強化法第 16 条第 1 項「…市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、…（農地中間管理機構）が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。」との規定です。

以上の内容を要約すると、農業委員会が所有者から所有権移転の申し出を受けたものの調整が整わないので、中間管理機構が所有者と買入れの協議を行うことを村長から所有者へ通知するよう、こちらから要請するという内容です。

議案に戻りまして、旧基盤強化法第 15 条第 1 項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第 16 条第 1 項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

（議案朗読）

調整内容は、農業委員改選前の 6 月定例総会で報告しておりまして、6 月 15 日に D の農地を E が北海道農業公社を通じて 10 年後に買い受ける調整を行ったものです。

【議長】 ただ今事務局から説明がありました。この件につきまして何かご意見ご質問等があればお願い致します。

（質疑等無）

【議長】 なければ、このとおりに要請することとしてよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議長】 それでは要請するものといたします。

(11) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

議案をご覧ください。賃貸借5件売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料13頁に申出地の図面を付けております。

2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料14頁と15頁に申出地の図面を付けております。

3件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料16頁17頁に申出地の図面を付けております。

4件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料18頁に申出地の図面を付けております。

5件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料19頁に申出地の図面を付けております。

6件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料20頁21頁に申出地の図面を付けております。

なお、1件目から4件目については従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借5件売買1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきましてあっせんをしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんをするものと致します。併せて1件目から4件目については、賃貸借の契約が期限を迎えて、引き続きということなので、従前

と変わりがないということで、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

それでは申し訳ないんですが、あっせん委員を選ばせていただきます。

担当地区を考慮して、1件目、Fのあっせん委員ですが、磯委員、日光委員、高橋委員、家常委員。よろしくお願ひ致します。

同じ日に会議をして終わらせたいということで、ダブります。それで2件目、Gのあっせん委員ですが、同じく磯委員、日光委員、高橋委員、家常委員。よろしくお願ひ致します。

3件目、Hのあっせん委員ですが、順番が変わっただけで、家常委員、磯委員、日光委員、高橋委員。よろしくお願ひ致します。

4件目、Iのあっせん委員ですが、高橋委員、磯委員、日光委員、家常委員。よろしくお願ひ致します。

以上4件のあっせん委員会の開催ですが、定例会終了後に終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

次に5件目、Jのあっせん委員ですが、担当地区を考慮しまして、早坂委員、磯委員、本多委員、家常委員。取りまとめ、早坂委員ということでよろしくお願ひ致します。

6件目、Kのあっせん委員ですが、これも担当地区を考慮して、磯委員、早坂委員、本多委員、家常委員。取りまとめ、磯委員ということでよろしくお願ひ致します。

※早坂委員、磯委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議長】 それでは5件目のJから申出があったあっせん委員会と6件目のKから申し出があったあっせん委員会を9月4日13時からということで、それぞれあっせん委員の方、もう一度言いますけども、9月4日集まるので、磯委員、早坂委員、本多委員、家常委員です。よろしくお願ひ致します。

(12) 議案第8号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 次、議案第8号、農用地の利用関係の調整について説明お願ひ致します。

【事務局長】 議案第8号、農用地の利用関係の調整について説明致します。

別紙の議件説明用の資料をご覧ください。7. 議案第8号 農用地の利用関係の調整についてです。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項で「農業委員会は、農用地の

所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合には、申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

続いて「あっせん」とあります。あっせんとは、記載のとおり、北海道のあっせん事業実施要領、更別村のあっせん基準に基づき、農業委員会が実施主体となり、あらかじめあっせん譲受等候補者名簿に登載された方をあっせんの相手方として選定し、農業委員の中から選ばれたあっせん委員によって農用地等の権利移動を行うことです。

ここまでは前回の総会の際のあっせん申出の説明と同じ内容となっております。

「利用調整」とは、農地移動適正化あっせん事業実施要領によらず、地域の手法により農地の受け手を選定するとしております。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料 22 頁から 25 頁に申出地の図面を付けております。

【議 長】 ただ今説明がありました。この件につきましてご意見ご質問等があればお願いいたします。

(質疑等無)

【議 長】 それでは、この件につきまして利用調整を行ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは調整委員を選ばせていただきます。本多委員、家常委員、早坂委員、磯委員をお願いします。

調整委員会の開催ですが、あっせん委員会と同じ9月4日午後でよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それではよろしくお願ひ致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 更別村農業委員会の概要 令和5年度版について

【議 長】 それではその他の方へ移らせていただきます。まず1番目、更別村農業委員会の概要 令和5年度版について説明お願ひ致します。

※別添により配布。

(2) 令和5年 第9回農業委員会定例総会について

※第9回定例総会は、9月26日（火）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 今回、この顔ぶれで2回目の定例会ですけれども、それでもちんぷんかんなどころが、制度で分からない中ですが、無事終了することが出来ました。ありがとうございます。

明日は新任研修もありますし、芋を掘りたいとか、焦る気持ちがあると思いますが、農作業事故本当に気を付けて、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日は大変ありがとうございました。